

＼どうする？どうなる？相続登記と不要な不動産／



相続登記義務化と空き家等の対策セミナー & 個別相談会

これまで相続によって取得した不動産の相続登記を申請するかどうかは相続人の任意とされていましたが、2024年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料を科せられることとなります。この機会に、相続について詳しく学び、不動産（空き家・空き地）の活用について考えてみませんか。

参加無料

事前予約

ご夫婦
(親子)
参加可

個別相談会
5組

セミナー定員
20名

こんなお悩みはありませんか？

- 相続登記を放っておくとどうなるの？
- 相続税はどれくらい？
- もめないように遺産分割したい
- 親が認知症と言われたけど手続きできる？
- 土地や家の名義変更はどうするの？
- 空き家になった実家は売れるの？

日時 令和6年6月15日(土)
時間 セミナー13時～ 相談会14時15分～
場所 由仁町健康元気づくり館(由仁町東栄87-1)
1階フィットネススタジオ



対象
・不動産を相続する予定のある方(相続した方)
・由仁町内に空き家(空き地)を所有する方、
今後所有する予定のある方

内容
・相続登記の義務化とは / 相続登記の手続きなど
・不要になった空き家(空き地)の売買・賃貸
セミナー終了後、ご予約いただいた方に個別相談会を行います。(お一人30分まで)



申込 お申込みフォーム・お電話・FAXのいずれか
申込期限：令和6年6月12日(水)裏面をご覧ください

主催 由仁町移住交流支援センター **共催** 北海道行政書士会

相続についてのお話

講師 **鈴木 千逸** 氏

行政書士・FP技能士・年金アドバイザー
行政書士事務所ベルパートナー 代表

空き家についてのお話

講師 **橋本 直樹**

宅地建物取引士・FP技能士
由仁町移住交流支援センター センター長

今後のセミナー予定について

■終活と空き家等の対策セミナー

令和6年10～11月頃に終活と空き家等の対策セミナーを予定しています。

詳細につきましては、「広報ゆに」や「ゆに住まいNavi」等で改めてお知らせいたします。

▼お申込みについては裏面をご覧ください▼

▼お申込みフォーム・お電話・FAXでのお申込み方法について

申込期限：令和6年6月12日（水）

フォーム 右のQRコードよりお申込みください。



お電話 電話番号：**0123-83-3755**までご連絡ください。

9：00～17：00（毎週月・火定休）

FAX 以下の参加申込書にご記入の上、
FAX番号：**0123-76-9142**までお送りください。

お申込みいただいた方には、当センターから改めてご連絡差し上げます。3日以内にご返信がない場合は恐れ入りますが、ご一報くださいますようお願い申し上げます。

相続登記義務化と空き家等の対策セミナー＆個別相談会（令和6年6月15日（土）開催）

※ご記入いただいた個人情報は本セミナー以外の目的には使用しません。

お名前	ふりがな	
一緒に参加される方のお名前	ふりがな	続柄
ご住所		
電話番号 ※当日連絡がつく番号		
希望する内容に○をつけてください。	<ul style="list-style-type: none">セミナーのみ参加セミナーと相談会両方に参加	
主な相談内容 ※個別相談で相談したい内容に○をつけてください。	相続・処分・トラブル・売却(賃貸)・住宅情報バンクへの登録・その他（ ） ※簡単に内容をご記入ください。	

▼「ゆに住まいNavi」で由仁町の住まいに関する情報を配信中▼

由仁町移住交流支援センター

由仁町中央202番地（ゆめっく館隣り）

0123-83-3755 9：00～17：00（毎週月・火定休）

info@yuni-sumai.com

<https://yuni-sumai.com/>

